

妙高市人と地球が笑顔になるSDGs推進条例

今、地球が危機に直面しています。

産業革命以降、人類は利便性を享受する一方で、地球温暖化の歴史を刻みはじめ、将来世代にあまりにも大きな代償を背負わす状況となっています。生命の源である水資源は、気候変動等により、飲料水や農業、自然生態系などへの影響が懸念されています。

妙高の清らかな水の恵みはもとより、大自然の恩恵を次世代に継承するとともに、地産地消の暮らしに立ち返り、行き過ぎた生産と消費、そして大量廃棄の社会の有り様から脱却し、持続可能な循環社会へと転換を図る必要があります。

2015年、国際社会の共通目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられ、妙高市は、2021年に国の「SDGs未来都市」に選定されたことを契機に、市民・事業所・行政が、「わたしたちのSDGs未来都市行動宣言」を次のとおり表明しました。

【市民】

大好きな家族・大好きな友達・世界の尊い命を守るため、妙高のすばらしい自然・食・文化を未来の子どもたちに引き継ぐため、気候危機の現状を他人事ではなく自分事として、私たちにもできる「SDGs」を話し合い、そして実践していきます。

【事業所】

私たちは、世界の未来のかたちである「SDGs」の達成に貢献するとともに、地域や産業が抱える課題と向き合いながら持続可能性を追求し、みんなが笑顔で住み続けられる地域となるよう走り続けます。

【行政】

妙高市は、「SDGs未来都市」として、市民・地域・事業所など、全ての主体が主役となり、脱炭素に向けた取組を加速していくとともに、官民共創による持続可能なまちづくりを先導し、笑顔あふれる妙高を創り出していきます。

ここに、私たちは、SDGsを未来への道標に掲げ、妙高に暮らす全ての人と地球が笑顔になるために、豊かな自然環境を守り、経済と社会との相乗効果を生み出しながら、持続可能なまちの実現を図ることを目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、国際社会の共通目標であるSDGsの達成に向け、市民、コミュニティ及び事業者並びに市の責務又は役割等を明らかにするとともに、SDGsの取組を総合的かつ計画的に推進することにより、持続可能な地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) SDGs Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、2015年9月の国連持続可能な開発サミットで採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた国際社会

の共通目標で、17の目標等から構成されたものをいう。

(2) 市民 市内に居住する者若しくは市内で働く者、学ぶ者又は活動する者をいう。

(3) コミュニティ 町内会、大字、区等、地域を基盤に形成された団体及び市民活動団体並びにボランティア団体等、共通の関心及び課題から形成された団体をいう。

(4) 事業者 市内において事業を営む個人、法人その他の団体で、従業員を雇用しているものをいう。

(基本理念)

第3条 この条例の推進に当たっては、市の豊かな自然環境と調和のとれた社会、経済の発展を図るため、市民、コミュニティ及び事業者（以下「市民等」という。）並びに市は、相互の連携、協働によりSDGsの達成に資する事業、活動等に取り組むものとする。

(市民の自覚と行動)

第4条 市民は、前条の基本理念に基づき、SDGsへの関心及び理解を深めるとともに、家庭、学校、職場、地域等において、SDGsの達成に資する取組を自主的かつ自発的に実践するものとする。

2 市民は、SDGsの達成に資する事業、活動等に協力し、参画するよう努めるものとする。

(コミュニティ及び事業者の役割)

第5条 コミュニティ及び事業者は、第3条の基本理念に基づき、それぞれが実施する事業、活動等において、SDGsの達成に資する取組を自主的かつ自発的に進めるよう努めるものとする。

2 コミュニティ及び事業者は、SDGsの達成に資する事業、活動等に協力し、参画するよう努めるものとする。

(滞在者の協力)

第6条 滞在者は、SDGsへの関心及び理解を深めるとともに、SDGsの達成に資する事業、活動等に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、第3条の基本理念に基づき、SDGsの達成のために必要な施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、市民等によるSDGsの達成に資する事業、活動等が、適宜、効果的に実施されるよう適切に支援を行うものとする。

(SDGsに関する計画及び施策)

第8条 市は、SDGsの達成に資する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市の主要な施策を定める計画等にSDGsで掲げる17の目標を取り入れるものとする。

2 市は、施策の企画立案及び既存の施策の実施に当たっては、SDGsで掲げる17の目標の達成に資するよう取り組むものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、SDGsの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(施策の評価)

第10条 市は、SDGsの推進に関する施策の進捗状況等について評価を行い、その内容を公

表するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和12年12月31日限り、その効力を失う。